

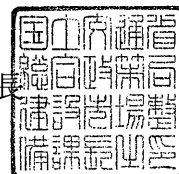


国総建整第137号

平成20年2月7日

社団法人 静岡県建設業協会 会長 殿

国土交通省 総合政策局 建設市場整備課長



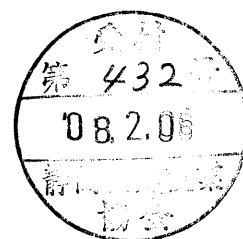
建設産業人材確保・育成推進活動について（推薦依頼）

貴職におかれましては、日頃より建設産業行政の推進に多大のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省では、建設産業人材確保・育成推進協議会と共催で標記活動を実施するとともに、その中で、人材対策に関する取組事例を募集し、著しい功績があると認められた者（企業等）に対して国土交通大臣顕彰等として表彰することとしております。

つきましては、別添1を参照の上、人材対策に関する取組事例の募集及び選考について、貴都道府県のとりまとめ並びに地方ブロック幹事の建設業協会へのご協力をお願い致します。

なお、平成20年度においては、建設業に従事している若年労働者の意識高揚並びに建設産業のイメージアップを図るために、作文コンクールを開催して優秀作品を表彰する予定でございます。貴職におかれましては、企業等に呼びかけて募集を行い、意欲あふれる優秀作品が数多く集まるようご協力をお願い申し上げます。



建設産業の人材対策事例の募集について

1. 趣旨

建設産業人材確保・育成推進活動中、建設業に従事する労働者に係る人材対策に関して、著しい功績があると認められる者（企業等）に国土交通大臣顕彰又は建設流通政策審議官顕彰を授与し、その努力と功績をたたえとともに、これを広く周知するものである。

2. 被顕彰者及び顕彰基準

被顕彰者は、建設業に従事する労働者に係る先進的で特色のある人材対策のうち、人材の活用・育成・定着や雇用労働条件の改善への取組を通じて、労働生産性の向上、労働者の福利厚生等の改善等の面で特に功績があり、他の模範と認められる者（企業等）とする。（詳細は〔顕彰基準〕のとおり）

3. 顕彰権者

顕彰は国土交通大臣又は建設流通政策審議官が行う。

4. 募集内容

募集事例は、「人材の活用・育成・定着」、「雇用労働条件の改善」又はこれら両方をテーマとし、題名を設定の上、これらのテーマに関する具体的な取組内容を図表、写真等を用いて分かりやすく簡潔にまとめたものとする。

原則としてA4判、縦置き、横書きの文書で提出するものとする。

5. 募集方法

- ① 都道府県建設業協会内に設けられている建設産業人材確保・育成推進協議会等は、募集窓口を設置し、都道府県内の企業等に呼びかけ、事例を募集する。
- ② 全建、日建連、土工協、建築協、全国建産連及び建専連は、会員及び傘下企業に呼びかけ、事例を募集する。事例は、本社所在地の都道府県の建設産業人材確保・育成推進協議会等に提出する。

6. 被顕彰者の選考

- ① 全国8ブロックごとに数事例程度選考し、顕彰推薦書（別紙①）に、企業概要調書（別紙②）、取組内容を示す資料及び参考資料を添付して、国土交通省に推薦すること。
- ② 国土交通省での被顕彰者の選考は、建設産業人材対策事例選考委員会において行う。

7. 顕彰方法等

顕彰は、建設産業人材確保・育成推進協議会全国会議（平成20年5月27日（木）開催予定）の中で、顕彰状を授与して行う。

8. 募集等の日程

- ①ブロックごとの募集期間：各ブロックごとに定めること
- ②ブロックから国土交通本省への推薦：平成20年4月11日（金）まで（必着）

9. 広報

全建、日建連、土工協、建築協、全国建産連、建専連、都道府県建設業協会等の広報誌、機関誌等に募集広告を掲載する。

顕 彰 基 準

被顕彰者は、建設業に従事する労働者に係る先進的で特色のある人材対策のうち、人材の活用・育成・定着や雇用労働条件の改善への取組みを通じて、労働生産性の向上、労働者の福利厚生等の面で特に功績があり、他の模範と認められる者（企業等）とする。

(1) 人材の活用・育成・定着

技能工の訓練等により、人材の活用・育成・定着を通して労働生産性の向上が図られるとともに、建設業に従事する労働者が生涯を通じた職業意識を醸成し、労働意欲と生き甲斐を持ちながら職業生活を送ることが出来る体制が整えられていること。

具体的には、

- ① 認定職業訓練校の開校や現場実習の活用をはじめとする長期的な視野に立脚した教育訓練体系の整備により、労働生産性の向上が図られている例
- ② 体系的な教育訓練、資格取得等により、能力向上に対する評価・処遇及び昇任の体系が整備されている例
- ③ 女性・高齢者の活用により、労働意欲と生き甲斐を持ちながら職業生活を送ることが出来る体制が整備されている例

(2) 雇用労働条件の改善

生産工程や生産方法の見直し等を通じ、労働生産性を向上させ、雇用労働条件の改善（特に労働時間短縮の定着等）を実現したものであること。

具体的には、

- 工程の合理化、効率化等により、工期が短縮され、労働時間の短縮が図られている例。